

国 地 契 第 5 1 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第2第一号ホ中「第1第1号の2」を「第一の一の2」に改める。

第2第二号イ（イ）中「第1第1号の1」を「第一の一の1」に、「当期営業年度開始日」を「当期事業年度開始日」に改める。

第2第二号イ（ロ）中「第1第1号の2」を「第一の一の2」に、「第1第3号の1」を「第一の三の1」に改める。

第2第二号イ（ハ）中「第1第3号の2」を「第一の三の2」に改める。

第2第二号イ（ニ）中「第1第1号の2及び3、第2号並びに第4号」を「第一の一の2及び3、二並びに四」に改め、「（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第2第2号イの（ロ）に規定する客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）」を削る。

第2第二号ロ（ロ）中「2年間」を「4年間」に、「都府県（沖縄県を除く。）」を「都道府県」に改める。

第4第1項第一号を次のように改める。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等 級
6億9,000万円以上	A
3億円以上6億9,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

第4第1項第五号を次のように改める。

五 建築工事

予 定 価 格	等 級
6億9,000万円以上	A
3億円以上6億9,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

第5第5項中「規則第19条の4第1項第1号から第3号までに掲げる書類」を「規則第19条の4第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類」に改める。

第5第6項中「第1号から第3号まで」を「各号」に改める。

第7第1項第二号中「なお、等級区分を設けている工事種別」の下に「のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事及び造園工事」を加える。

第9中「認定のときまでとするものとする。」を「有効期間の開始日の前日までとする。」に改める。

様式2を次のように改める。

工 事 分 割 内 訳 表		(単位：千円)	
工 事 分 割	工 事 内 訳	工 事 分 割	工 事 内 訳
01 土キ一式	一般土木	01 土キ一式	一般土木
02 建築一式	一般土木	02 建築一式	一般土木
03 大工	一般土木	03 大工	一般土木
04 石工	一般土木	04 石工	一般土木
05 石工・コンクリート	一般土木	05 石工・コンクリート	一般土木
06 石	一般土木	06 石	一般土木
07 屋根	一般土木	07 屋根	一般土木
08 電気	一般土木	08 電気	一般土木
09 電	一般土木	09 電	一般土木
10 タイル・レンガ・ブロック	一般土木	10 タイル・レンガ・ブロック	一般土木
11 鋼骨鉄筋コンクリート	一般土木	11 鋼骨鉄筋コンクリート	一般土木
12 鉄筋	一般土木	12 鉄筋	一般土木
13 鉄筋	一般土木	13 鉄筋	一般土木
14 しゅんせつ	一般土木	14 しゅんせつ	一般土木
15 橋梁	一般土木	15 橋梁	一般土木
16 管渠	一般土木	16 管渠	一般土木
17 建設	一般土木	17 建設	一般土木
18 排水	一般土木	18 排水	一般土木
19 内装仕上	一般土木	19 内装仕上	一般土木
20 鋼骨鉄筋コンクリート	一般土木	20 鋼骨鉄筋コンクリート	一般土木
21 鉄筋	一般土木	21 鉄筋	一般土木
22 電気設備	一般土木	22 電気設備	一般土木
23 電気設備	一般土木	23 電気設備	一般土木
24 きく井	一般土木	24 きく井	一般土木
25 建築	一般土木	25 建築	一般土木
26 水道施設	一般土木	26 水道施設	一般土木
27 水道施設	一般土木	27 水道施設	一般土木
28 水道施設	一般土木	28 水道施設	一般土木
その他	一般土木	その他	一般土木
合 計	一般土木	合 計	一般土木

- 記載事項
- 本表は組合認定標準工事内訳表に記載されている工事種別ごとの年間平均単価工事内訳表。当組合(所)の定める「競争参加資格希望工事種別」に分類し、合算して申請する場合に作成すること。
 - 有明川の建設業法上の建設工事の区分は、経費事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均単価工事内訳表と同一であること。
 - 「建設業法上の建設工事」の種別には、経費事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均単価工事内訳表を記載し、かつ「競争参加資格希望工事種別」に分類し、合算して申請すること。

様式 3 を次のように改める。

受付番号		※建設業許可番号		
------	--	----------	--	--

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁官署・公園関係」・「港湾空港関係」 共通)

該当の有無について 有 ☐ 無 ☐

資本関係に関する事項

親会社(会社法第2条第4号の規定によるもの)

1 建設業許可番号 - 本店電話番号(代表)

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称

本店住所

親会社(会社法第2条第4号の規定によるもの)

2 建設業許可番号 - 本店電話番号(代表)

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称

本店住所

子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社)のうち、建設業許可を有している子会社

建設業許可番号	商号又は名称(35文字以内)	建設業許可番号	商号又は名称(35文字以内)
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

役員兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(35文字以内)	兼任先での役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記載要領】

- 本調書は、申請日現在で作成すること。
- 親会社が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
- 役職名には、「代表取締役」、「取締役」(社外取締役を含む。),"監査役"、又は「執行役員」(代表執行役を含む。)"のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。

[illegible]

2014年12月

※「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術者職員

※ ① ② 「監理技術者資格証書及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、両持用者名簿（照会ニ）の「資格者証交付番号」欄に両交付番号が記載されている持用者で監理技術者講習修了証を所持している持用者を累計し、合計人数を記入してください。

※平成18年4月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。

※ 「皇族等特別修業留習了証の所得者数」欄については、建設業施行規則18条の3第2項第2号に規定する皇族等特別修業留習を終了した者であって、厚労省令で定めるところにより（※）第1号に該当するもの（※）をい、労働者又はこれに準ずるもの（※）を、建設業に従事する者に限るものとする。

業 態 調 査 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2)

設備工事比率 (%)

工事 種別	希望する 工事の内容	工事 種別	希望する 工事の内容
一般 土木	A 河川・海岸 土木	維持 修繕	A 緑地維持 整備工事
	B 道路		B 河川維持 工事
	C 橋造		C 橋梁修繕 工事
	D 敷土・整 地工事		D 堤防・護岸 工事
	E トンネル		F その他の維持 工事
	F ダム	杭打	A 掘削杭
	G 軟弱地盤 改良		B 振動打 入杭工
	H 都市土木		C 圧入杭
電気 設備	A 配電設備設置	根張 設備	A 付設設備
	B 変電設備設置		B 支柱・設備
	C 変圧設備		C 変圧設備
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
プラ スチック シート	A プラスチックシ ート	防虫 設備	A 防虫設備
	B オートション		B 防虫設備
表面 処理	A アンカー・工 事	防虫 設備	C 防虫設備
	B その他		D 防虫設備
塗装	A 塗料塗 装	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 塗料塗 装工事		B 電線敷 設工事
	C 塗料塗 装工事		C 電線敷 設工事
	D その他		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置	通信 設備	A 電線敷 設工事
	B 変電設備設置		B 電線敷 設工事
	C 変圧設備		C 電線敷 設工事
	D 変電設備		D 電線敷 設工事
電気 設備	A 配電設備設置		

1 「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に付随するコードを希望する順位の順番に記載すること。
様式①-2において希望した工事種別のみ記入すること。

2 申請後の希望順位の変更、追加、削除はできません。

業態調書（「道路・河川・官庁當繕・公園關係」・「港灣空港關係」共通）

国土交通省では別紙のとおり「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業の方、当省管注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後6年が経過していない国土交通省退職者について平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところですが、

ついでに、審査審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調査をご提出下さい。

[illegible]

2. 社内異動および新規採用は問わず、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)

3. 「国土交通省における建築士の官制」欄は必ず記入し記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例：〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)

4. 「国土交通省における建築士の官制」及び「国土交通省における建築士」は把握している範囲において記入する。

様式特5（イ）を次のように改める。

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

郵便番号

住 所

商 号 又 は 名 称

業 者 コー ド

平成 年 月 日

部署長

記

工事種別	等 級 分	経営事項 評価点数	技 術 評価点数	総 合 点 数	工事種別	等 級 分	経営事項 評価点数	技 術 評価点数	総 合 点 数

※貴殿について、情報公開法に基づき開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

有効期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

別添を次のように改める。

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、官庁官庁関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等港湾空港関係

業態調査書

業態調査書1

業態調査書2

業態調査書3

業態調査書6

業態調査書7

許可番号

11111111

審査基準日

平成11年11月11日

申請日

平成

年

月

日

連絡用メールアドレス

07

本社(店)郵便番号

-

08

フリガナ

本社(店)住所

09

フリガナ

商号又は名称

10

役職

法人形態

フリガナ

11

フリガナ

代表者氏名

担当者氏名

12

本社(店)電話番号

13

担当者電話番号

内線

14

本社(店)FAX番号

15

メールアドレス

16

外資状況

06

適格組合証明

平成

年

月

日

第

号

[国名]

(比率 %)

[国名]

(比率 %)

17

営業年数

年

行政書士記入欄

郵便番号

-

住所

氏名

電話番号

18

総職員数

人

version 4.2

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査書

業態調査書1

業態調査書2

業態調査書3

業態調査書6

業態調査書7

version 4.2

許可番号 11 111111

名称	住所	電話
本社		

新規 コピー 削除

本社(店)・支店・営業所

名称 郵便

住所

電話 F A X

許可業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	ユ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
営業区域	全	北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	静	愛	知		
	国	海	森	手	城	田	形	島	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	静	愛	知		
	道																										
	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	広	山	徳	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖			
	重	賀	都	阪	庫	良	歌	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	縄			

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査書

業態調査書1

業態調査書2

業態調査書3

業態調査書6

業態調査書7

version 4.2

許可番号 11 111111

建築法工種名	細区分工種名	年間平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	
	遮音壁	0
	グラウト	0
	プラスチックコンクリート	0
	法面処理・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	土木保全・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	標識・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	防護柵・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	トコ内装	0
	軌道	0
	港湾土木	0
	レール溶接他	0
	その他	0
	合計	0
建築一式	建築	0
	木造建築	0
	プレハブ建築	0
	施設保全	0
	遮音壁	0
	その他	0
	合計	0
大工	建築	0
	木造建築	0
	その他	0
	合計	0

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、官庁営繕関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

許可番号 11 111111

工種の説明

設備工事比率(%) 電気設備工事における屋内の工事の比率
暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

業態調査7

version 4.2

工事種別	一般土木								電気設備		舗装工事		法面処理		塗装		維持修繕		杭打		機械設備		通信設備		受変電設備		
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3
部局/希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3
東北																											
関東																											
北陸																											
中部																											
近畿																											
中国																											
四国																											
九州																											
沖縄総合事務局																											

※ 上記業態調査の対象機関はつぎのとおりですので、登録を希望する方は必ず入力してください。

国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)、国土交通省大臣官庁官庁営繕部、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除きます)、内閣府沖縄総合事務局(開発建設部)

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、官庁営繕関係省庁競争参加資格(建設工事)インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

業態調査7

version 4.2

■ 親会社 建設業者に限らず持株会社等も記述対象です。

☐ 有 ☐ 無

親会社1

許可番号 建設業許可を有していない場合、許可番号は不要です。

本店電話番号(大代表) 更生会社・再生手続中の会社 ☐

商号又は名称

本店住所

親会社2

許可番号 建設業許可を有していない場合、許可番号は不要です。

本店電話番号(大代表) 更生会社・再生手続中の会社 ☐

商号又は名称

本店住所

■ 子会社のうち、建設業許可を有している子会社

☐ 有 ☐ 無

建設業許可番号	商号又は名称

追加 コピー 修正 削除

■ 役員の兼任に関する事項

☐ 有 ☐ 無

申請者役職	氏名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

追加 コピー 修正 削除

Adobe Flash Player 10

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

許可番号 11 111111

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

必須データ ☐ 有 ☐ 無

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

業態調査7

氏名	申請者役職	就任年月日	退職年月日	退職時官職

新規 コピー 削除

氏名

申請者役職

就任年月日 平成 年 月 日

退職年月日 平成 年 月 日

退職時官職

※1 社内異動及び新規採用は問わず、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を入力してください。
(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている場合には、入力しないでください。)

※2 「退職時官職」欄は、出来るだけ詳しく入力してください。但し、「国土交通省」は入力しないで下さい。
(例：〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)

※3 「退職年月日」及び「退職時官職」欄は、把握している範囲で入力してください。

※ 上記業態調査の対象機関はつぎのとおりです。 国土交通省大臣官房会計課、国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)、国土交通省地方整備局(港湾空港関係)、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除きます)、北海道開発局

version 4.2

附 則

(適用範囲)

- この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、平成23年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

(経営事項審査の審査基準日の取扱い)

- 平成23・24年度の一般競争参加資格審査に提出された総合評定値通知書が、国土交通省告示第298号の適用を受ける経営事項審査に係るものであるときは、第2第1号ホの規定にかかわらず、当該経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以前のものであっても、平成23年8月31日までに申請をする場合は有効なものとして取り扱うものとする。

(総合評定値通知書等の取扱い)

- 平成23年9月1日以降に申請者が提出する第5第2項第9号に規定する総合評定値通知書の写しについては、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成22年国土交通省告示第1175号)が施行された平成23年4月1日以降の内容のものでなければならないものとする。

(等級区分に係る経過措置)

- 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第2号の規定に基づき平成23・24年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成21・22年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合、又は最下位等級に降級した場合であって技術評価点数が零点でな

い場合には、部局長が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。ただし、アスファルト舗装工事について第4第2項の規定により等級区分を3等級から2等級に変更する地方整備局においては、アスファルト舗装工事に限り等級区分が最下位等級に降格した場合であって技術評価点数が零点でない場合であっても従前等級に留まることを希望することができない。

- 5 前項の希望をした者については、平成23・24年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づく通知を行うものとする。